

障がい学生支援について

<倉敷芸術科学大学の修学支援の基本姿勢>

倉敷芸術科学大学では、「ひとりひとりの若人が持つ能力を最大限に引き出し技術者として社会人として社会に貢献できる人材を養成する」という建学の理念に基づき、芸術と科学に関する学術を深く教育研究し、創造性豊かな人材を育成して、社会の発展に寄与することを目標に掲げています。

このような本学の理念に加えて、障害者差別解消法に基づき、障がい学生に対する不当な差別的取り扱いを無くし、障がいのある学生が障がいのない学生と同等の教育を受ける権利を実現できるよう、障がい学生と大学が話し合い、倉敷芸術科学大学として可能な合理的配慮（※）を提供します。

また、学生一人ひとりがその可能性を実現できるよう、障がいの有無にかかわらず全ての学生が同じようにキャンパスで学ぶことができるように修学支援に取り組み、開かれた大学を目指しています。

(※) 合理的配慮とは

障害者の権利に関する条約第2条において「障害者が他の者と平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」と定義されています。

<支援対象>

- ・障がい（視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、精神障がい、発達障がい）、その他診断書で確認できる慢性疾患等により修学に著しい制限が生じている学生。
- ・本人又は保護者等（代理人を含む）が支援を受けることを希望し、かつ、本学がその必要性を認め、提供できる範囲とする。

<支援の具体例>

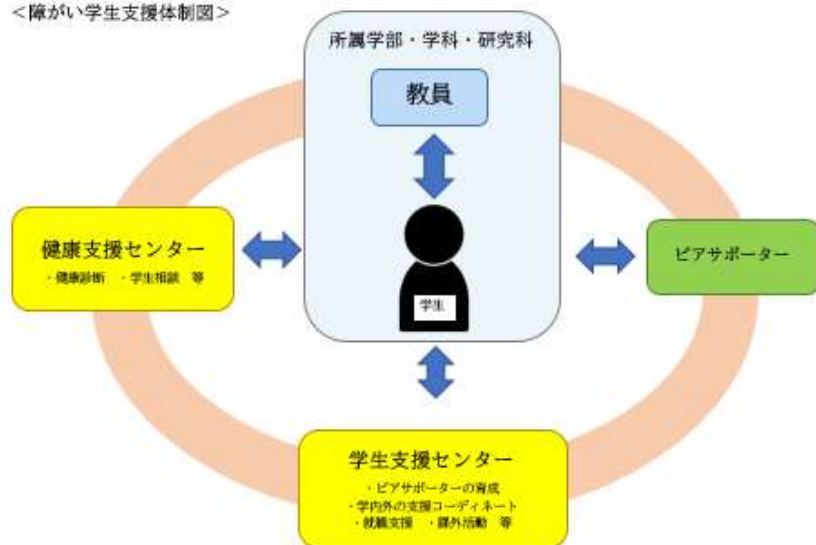
本学は、障がい学生の授業出席を前提に、例えば次のような支援を行っています。

- ・授業担当教員への配慮依頼 ・施設、設備の改善 ・教室変更 ・着席位置の検討
- ・カウンセリング ・筆談 ・車椅子専用机の利用（教室、学生控室） ・駐車スペースの確保

<支援を通して目指すもの>

全ての学生に求められる大学生活や卒業後の生活においても必要な力を身につけることを目指します。困ったときに相談し、必要な支援を求めることができる援助要請力、自分の得意なことや不得意なことを知る自己理解力、自分でできることを増やすために自分なりの工夫をする力などがあげられます。

<障がい学生支援体制図>



<入学後の支援の流れ>

支援を希望する学生や、障がいがあるため修学や大学生活に悩みを抱えている学生は、所属学科教員（チューター等）あるいは学生課、健康支援センター等のスタッフに相談してください。

- ① 相談
- ② 面談
- ③ 支援内容の決定
- ④ 支援開始
- ⑤ 支援内容の見直し

詳細については、本学ホームページ「在学生・保護者の方へ」>「学生支援」>「障がいのある学生支援」にてご覧頂けます。